平成２９年（フ）第４２６９号
大阪府交野市妙見東４―10―16、住民票上の住所大阪府交野市妙見東３丁目７番９号
債務者　梅木　真也
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１３号
京都市山科区音羽珍事町54番地１　洛和ホーム音羽の里604、前住所京都市下京区烏丸通五条下る大坂町379番地１
債務者　古荘　信子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
北海道中川郡美深町字富岡356番地１
債務者　向井　博文
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２４２号
名古屋市緑区漆山1401番地　レジデンス漆山Ｂ―102、従前の住所名古屋市昭和区南山町８番地の６　グローブガーデン南山Ｅ
債務者　加納　智之
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井　洋佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７８号
三重県員弁郡東員町大字瀬古泉399番地
債務者　中村　知代
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　啓丞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4613番地６ハイツレストリカＡ201
債務者　斎藤　和也
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第３５５号
愛知県豊田市聖心町１丁目７番地３　アリビオ聖心1230号、前住所香川県高松市太田下町1335番地13
債務者　小笠原幸男
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松橋　昭範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９９号
北海道旭川市９条通19丁目246番地の１Ｎ・ＮマンションＤ棟12号
債務者　岡本こずえ
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２９号
富山県滑川市河浦町1797番地
債務者　水野　治子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　泰士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３６号
茨城県牛久市田宮２丁目36番地11（シャイニースターⅡＡ103）、前住所茨城県土浦市烏山５丁目1680番地11
債務者　今成　千枝
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　義章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１２２号
埼玉県川口市芝下２丁目16番８―304号　川口芝下団地、旧住所埼玉県川口市西青木５丁目４番11―101号　西川口住宅１
債務者　橋本　竜也
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
埼玉県熊谷市伊勢町282番地１
債務者　石田まり子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２７０号
埼玉県羽生市大字小須賀1056番地１　アイフラワーハウス
債務者　樋場　博雄
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第９６１号
千葉市若葉区若松町2072番地42　サンフラワーハイツ６棟101号
債務者　並木　昌史
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９８０号
千葉県船橋市咲が丘１丁目28番16号　サンハイツ101号
債務者　大山　義次
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９９４号
千葉県船橋市古和釜町791番地１　福寿荘
債務者　横田　謙二
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係